

新潟市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3月 28日

新潟市長

中原 八一

新潟市規則第 13 号

新潟市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市建築関係手数料条例施行規則（平成24年新潟市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同条第2号中「低炭素法」を「都市低炭素化促進法」に、「同法」を「都市低炭素化促進法」に改める。

第8条の見出し中「、第73項、第74項及び第75項の」を「から第76項までに規定する」に改め、同条中「、第73項、第74項及び第75項の」を「から第76項までに規定する」に改め、「（建築物省エネ法第11条第1項に規定する非住宅部分に限る。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（条例別表第73の2項及び第76項の市長が別に定める図書）

第8条の2 条例別表第73の2項及び第76項の市長が別に定める図書（建築物省エネ法第11条第1項及び第2項又は第12条第2項及び第3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請若しくは通知又はこれらの変更添付するものに限る。）は、次の各号に掲げるいずれかのものとする。

（1） 品確法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に基づく断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上に適合しているものに限る。）の交付を受けた場合は、その写し

（2） 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第7条（

第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定を受けた者に通知する認定通知書の写し

(3) 品確法第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けた場合は、その写し

(4) 都市低炭素化促進法第54条第1項(第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定をした場合における認定通知書の写し

(5) 建築物省エネ法第30条第1項(第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による認定をした場合における認定通知書の写し

第9条(見出しを含む。)中「第76項、第77項、第78項」を「第77項」に改める。

第10条第1項中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同項第1号中「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号イ中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改め、同項第2号中「(平成13年国土交通省告示第1346号)」を削り、「断熱等性能等級4及び一次エネルギー消費量等級5(建築物省エネ法の施行の際、現に存する建築物の住宅部分にあっては、一次エネルギー消費量等級4以上)に適合していること」を「断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上に適合しているものに限る。」に改め、同条第2項を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。